

国自安第21号
平成26年4月25日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

ゴールデンウィーク期間中における安全確保の徹底について

公共交通機関において輸送の安全確保は全てに優先されるべきのものであり、まもなくゴールデンウィーク期を迎えるに当たって、国民の多くがバス等の公共交通機関を利用し、観光等のために長距離を移動する観点から、バス事業者においてはより一層安全確保の徹底に傾注しなければならない。

本日、国土交通大臣から、利用者が安心してバス利用を行えるよう安全確保に万全を期すよう再度指示があったところである。

貴協会におかれては、傘下会員に対し、改めて安全確保及び事故防止の徹底がなされるよう、下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 現行の運行管理業務の実施状況を確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に、次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 乗務員の健康状態の把握等、「運転者の体調急変に伴うバス事故を防止するための対策」（平成26年4月18日発表）の確実な実施
 - (2) 適切な運行計画の作成及び運行指示
 - (3) 労働時間に関する改善基準告示等の遵守
 - (4) 道路運送法関係法令の遵守
2. その他、運行に当たっては道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全確保を最優先するよう乗務員に徹底を図ること。